

弥富市マンション管理適正化推進計画
(計画期間：令和5年10月～令和15年3月)

令和5年10月2日

1 マンションの管理の適正化に関する目標

本市には、令和4年度末時点で17棟681戸のマンションが立地しており、そのうちの6棟158戸(戸数の割合で約23%)が築30年を経過しています。10年後には12棟472戸(約69%)、20年後には15棟555戸(約81%)と、今後高経年のマンションが増加することが予想されます。このことを踏まえ、管理組合による長期修繕計画に基づく修繕積立金の設定に重点を置いて、マンション管理の適正化を進めることとします。

2 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

令和3年度に愛知県が実施したマンション管理実態調査を踏まえて、マンションの管理状況等を把握するため、今後も県と連携しながら実態調査を行います。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

本市のマンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針及び愛知県町村区域内マンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

令和5年度から令和14年度までのおおよそ10年間とし、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとします。

7 その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

愛知県と連携し、マンション管理に関する必要な情報を入手するとともに県内市町村と意見交換を行うなどにより、マンション管理の適正化を推進していきます。